

議 第 1 号

林業の成長産業化に向けた更なる取組を
求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
農 林 水 産 大 臣
あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

我が国の森林は国土の約7割を占め、国土保全、水源のかん養、地球温暖化の防止、木材の供給等の多面的な機能を有しているが、これらの機能を十分に発揮し健全な森林を維持していくためには、「伐って、使って、植える」という森林資源の循環構造を確立する必要がある。

このような中、政府は本年度から、担い手の確保や木材の利用促進等を図るため、森林環境譲与税を創設するとともに、市町村が仲介役となり経営管理権の集積を図る森林経営管理制度を導入している。本県においても、国際競争力のある製品を製造する集中型木材加工施設等の整備や、信州プレミアムカラマツをはじめとする大径材の活用等による県産材の販路拡大に取り組んできた。

しかしながら、主伐による原木の供給量は、主伐期にある人工林の成長量と比較して4割以下の水準にとどまり、累積する森林資源の活用に向け更なる需要の創出が求められる。また、持続可能な林業経営の確立に向け、低コストで効率的な作業システムの普及により林業の収益性を高める必要がある。

よって、本県議会は、国会及び政府において、森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展を実現するため、木材利用及び主伐・再造林の促進並びに収益性向上のための環境整備や関連予算の拡充等、林業の更なる成長産業化を図るよう強く要請する。